

平成28年(行ウ)第211号 工事実施計画認可取消請求事件

原 告 川村晃生 ほか713名

被 告 国(処分行政庁 国土交通大臣)

準備書面(5)

平成30年3月23日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

被告指定代理人

今井志津



伊藤 涉



千田 幸司



前村 俊二



矢澤 正樹



佐竹 純



内波聖弥



比企野 靖弘



河野真典



大谷直輝



北出徹也



記伊弘朗



吉田育央



被告は、本準備書面において、原告牛丸修（原告番号506。以下「原告牛丸」という。）に係る異議申立書が国土交通省に受理されていないことを明らかにし、同原告の訴えが不適法なものとして却下されるべきことを述べる。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 原告牛丸に係る異議申立書が国土交通省に受理された事実が認められないことから、同原告の訴えは出訴期間を超過した不適法なものであること

1 原告らは、平成29年11月24日付け「訴え取り下げ書」において、「原告牛丸修（原告番号506）については、本人も異議申立を行ったと主張し、その写しもあるところから、同人の異議申立書が被告方で確認できないとしても、原告適格を有していると扱うべきであ」り、「誰が異議申立したかについては将来の紛争も考えれば的確にリストを作成するなどして管理すべきであり」、「粗雑な管理を行った結果、『申立書が見当たらないので原告適格がない』などという事態はあってはならない」などと述べる。

2 しかしながら、被告は、原告牛丸による本件認可処分の取消しを求める訴えは、出訴期間を超過したことから不適法なものとして却下されるべきとの主張をしているのであって（答弁書第2の1・4及び5ページ）、同原告の原告適格を問題とするものではない。

すなわち、国土交通省において、原告牛丸の氏名が記載された本件認可処分に係る異議申立書が受理されたことを確認することができないことから、原告牛丸は、平成26年12月16日に本件認可処分に関する異議申立てをしておらず、本件認可処分につき「その審査請求をした者」（行訴法14条3項）に当たらないため、同原告による本件認可処分の取消しを求める訴えは、行訴法14条2項所定の出訴期間を超過したものとして却下されるべきものである。

そして、原告らは、上記のとおり、「誰が異議申立したかについては将来の

紛争も考えれば的確にリストを作成するなどして管理すべきであり」などと論難するが、国土交通省は、本件認可処分に係る異議申立ての手続において、国土交通省が受理した異議申立書に関しては、異議申立書ごとに氏名、年齢、住所、申立日、受付日などをエクセルデータ化して管理している（乙第55号証の1及び2）。当該エクセルデータ化の作業は、合計5058通の異議申立書を受け付けた直後から開始され、平成27年6月19日に全ての異議申立書に係るデータの打ち込みが完了した（「【最新】異議申し立て不服リスト150617.xlsx」が最古のデータであり〔乙第55号証の2〕、上記の平成27年6月19日が同データの最終更新日である〔乙第55号証の1〕。）。その後、国土交通省は、誤字脱字などの修正等が行われるごとにデータを更新しており、最新のデータである「【最新8-1】異議申立てリスト161213.xls」までに更新された内容は、乙第56号証の一覧表の通りである。

しかるところ、最古のデータである「【最新】異議申し立て不服リスト150617.xlsx」には、「牛丸」との氏を持つ異議申立人は存在しないことが確認することができ（乙第55号証の1），かつ、最新のデータまでに更新された内容を見ても、「牛丸」との氏を持つ異議申立人の存在を確認することができない（乙第56号証）。

また、国土交通省は、平成28年11月に、本件認可処分に関する国土交通省に提出された合計5058通の異議申立書の原本全てを対象として、原告牛丸に係る異議申立書が存在するかにつき探索したものの、「牛丸」との氏が記載された異議申立書は存在せず、原告らが提出したと主張する原告牛丸に係る異議申立書の存在を確認することはできなかった（乙第57号証）。

3 以上によれば、原告牛丸は本件認可処分に関する異議申立書を国土交通省に提出していないことが認められ、原告牛丸は本件認可処分に関する異議申立てをしていないものであるから、同原告による本件認可処分の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過して提起された不適法なものである。

第2 結語

以上の次第で、原告牛丸による本件認可処分の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過した不適法なものとして、速やかに却下されるべきである。

以上